

讀五經正義札記(九)

—足利学校遺蹟図書館蔵『附積音春秋左伝注疏』について—

野間 文史

はじめに

本稿は足利学校遺蹟図書館蔵『附積音春秋左伝注疏(いわゆる「十行本」)を調査しての報告書である。結論を前もって述べるとするならば、この版本は国の重要文化財の名にふさわしい善本といふべきものである。

もつとも、同図書館蔵のいわゆる八行本『周易正義』に次いで刊行された宋慶元六年紹興府刻(宋元遞修)の八行本『春秋正義』(北京図書館蔵)に比べて劣る点があるのはやむを得ないものの、後世の注疏本の底本となった宋刊宋印の善本である。

ところで、筆者は『春秋正義』の全国訳を企図しているのであるが、その前提として、疏文の校定本を作成する必要があった。その際、先ず拠るべきものが阮元『十三經注疏校勘記』(以下「阮元校勘記」「阮校」と略称)であることはいままでもない。かつて述べたように(①)、『左伝注疏校勘記』は十三經の中では、最も出来の良い

校勘記だといえよう。なぜなら、資料として現存する最古の刊本たる「南宋刊八行本」を利用しているからである。また山井鼎・荻生物観『七經孟子考文補遺』を通じて「南宋刊十行本」(すなわち本稿で取りあげた足利学校遺蹟図書館蔵本、以下「足利十行本」と略称)をも参照している。

したがって筆者が校定本を作成するに際しては、阮元の見るに及ばなかった版本を点検することが残された作業であった。そのひとつが我が国伝承の單疏本「正宗寺本春秋正義」(②)であり、さらには南宋・魏了翁『春秋要義』(③)である。この兩種と阮元『左伝注疏校勘記』とを対校した校勘は全て完了し、その成果は順次公刊しつつある(④)。

ところが最近になって、上記の兩種のみでは、実のところ不十分であることが判明した。それは八行本『春秋正義』を、これまでとは異なり、阮元校勘記を経ることなく、直接に検討した結果である。「統修四庫全書」(統修四庫全書編纂委員会編 上海古籍出版社 一九九六年〜二〇〇二年) 經部春秋類中に影印本として収められた「宋慶

元六年紹興府刻宋元遞修本」を検討したその詳細は拙稿をご覧いただくとして(⑥)、筆者が得た結論は、阮元『左伝注疏校勘記』は八行本『春秋正義』を充分には活用していないということであった。

そうすると、次に問題とすべきは「十行本」ではないかとの疑念が生じたのである。後掲の先学がすでに指摘するように、「阮刻嘉慶本」が底本とした「十行本」は宋刊本ではなく、元大徳刊覆刻本あるいは明修「正徳十行本」だといわれるから、宋刊本である足利学校遺蹟図書館蔵『附釈音春秋左伝注疏』についても、『七経孟子考文補遺』や阮元校勘記を介することなく、直接検討する必要があるのではないかと判断したわけである。

以下、本稿の内容は足利学校遺蹟図書館のマイクロフィルム複写を利用して調査した成果である。

一 足利十行本の検討

現在、国の重要文化財に指定されている『附釈音春秋左伝注疏』六十巻全二十五冊についての書誌学的検討は、すでに先学によってなされている。

長澤規矩也氏(⑦)によれば、現存する「十行本」のほとんどは宋刊本ではなく、宋刊宋印は足利学校遺蹟図書館所蔵の『附釋音毛詩註疏』二十巻首一卷三十冊と、この『附釈音春秋左伝注疏』六十巻のみであるという。ただ長澤氏は、この版本は初印でないうえに、補修の部分を含み、「已に十行本の原様を傳ふるものに非ずと雖も、字様なほ宋末のものに似たり」と述べている。

これに対して阿部隆一氏(⑧)は、

この本は字様がやや偏平で些少小ぶりの葉を僅かながら混え、それは一見補刻の如く見える。しかしこの本は概して印面に刷りむらが多く、板木が左程磨滅していないのに部分的に遺邇の箇所が生じている所を考え合せれば、些少字様の異なる葉と他との間に印面上原刻・修補の差異を識別し難い。従って修のように見えるのは、六〇巻の大部であるから版下書に多少字様の優劣不齊は免れ難いことと刷りむらに基づくもので、後修と看做すべきではないようである。

と述べて、長澤氏に異見を呈しているようである。

筆者は現物を実見していないこともあって、両氏の当否を論じる資格に欠けているのであるが、その関心はもっぱら疏文の校定にあるため、宋印・補修についての問題は第二義的なものとなる。ただ、後述の調査の結果を踏まえ、また全体を概観したうえで印象では、やはり両氏の見解として共通する「宋刊宋印」と見なしてよいようである。

さて、筆者がこのたび検討したところでは、阮元が底本とした「十行本」とこの「足利十行本」との間には、同版本とは思えないほどに逕庭が有る。以下にその例を挙げよう。その数は驚くほどに多い。なお底本は「阮刻嘉慶本」である。

例一

「疏」及姑姊妹○正義曰、釋親云「父之姊妹曰姑」。樊光曰「春秋傳云、姑姊妹」。然則古人謂姑爲姑姊妹。若父之姊爲姑姊、父之妹爲姑妹。列女傳梁有節姊妹、入火而救。兄子、是謂父妹爲姑妹也。後人從省、故單稱爲姑也。古人稱祖父、近世單稱祖、亦此類也。(3125a)

右の疏文に対し、阮元校勘記は以下のように記述している。

- ・父之姊妹曰姑(3125a2)「姊妹曰」三字模糊、依閩本・監本・毛本補。宋本「曰」作「爲」、與釋親合。
- ・然則古人謂姑爲姑姊妹若父之姊爲姑姊(3125a3)「妹若父」三字模糊。依閩本・監本・毛本補。宋本「若」作「蓋」是也。
- ・入火而救兄子(3125a3)宋本「而救」作「取其」。與今列女傳合。

以上の阮校の三条が指摘する文字の異同については、單疏本「正宗寺本」(以下「正本」と略称)も「宋本」(「八行本」)に一致するのみならず、「足利十行本」もまた「宋本」に一致するのである。そしてこれが正しいことはいままでもない。

この例のように、「阮刻本」による限りでは、最初の附積音本である「十行本」と、單疏本である「正本」、そして最初に單疏本に經・伝・注文を合刻した「宋本」との間に懸隔有りと思われるものが、実は「足利十行本」においても「正本」「宋本」に一致している事例を多数見出し得たのである。換言すれば、「足利十行本」は「阮刻本」よりもはるかに「正本」「宋本」に近いことが判明し

たことになるであろう。

ちなみに山井鼎・荻生物観『七経孟子考文補遺』では、後二者については言及しているが、前の「爲」字についての記述が無い。また上記の通り、阮校は『考文』の成果には言及していない。あるいは「宋本」を挙げればこと足れりと見なしたのであるうか。

例二

「疏」注從先至禰廟○正義曰、祭法云「諸侯立五廟、曰考廟・王考廟・皇考廟・顯考廟・祖考廟」。此云「禰廟」即彼「考廟」也。曲禮云「生曰父、死曰考」。「考」成也。言有成德也。「禰」近也。於諸廟父最爲近也。禮三年之喪畢、則以遷新主入廟、是「從先君代爲禰廟」也。計昭穆之次、昭次入昭廟、穆次入穆廟、皆代爲祖廟、而言「代爲禰廟」者、是從先君之近也。(3204b・05a)

右の疏文に対し、阮元校勘記は以下のように記述している。

- ・禮三年之喪畢(3205a2)宋本無「之」字。
- ・則以遷新主入廟(3205a2)宋本「則以」二字作「遠祖遷」三字。各本作「主」、此本誤「士」。今訂正。
- ・是從先君之近也(3205a3)宋本作「謂與見在生者爲禰廟」。

この例でも、「正本」が「宋本」に一致するのみならず、「足利十行本」もまた「宋本」に一致するのである。これに対して『考文』では、前の「之」字については言及していないが、後二者を指摘す

ること例一同様であり、さらには阮校が『考文』の成果を継承していないこと、また同様である。

さて以上の二例のみでは孤証の疑いを持たれるかもしれないので、以下に、拙著『春秋正義の発展的研究』（平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書）に収録した「春秋正義校勘記（巻第二）」から、「足利十行本」が「宋本」「正本」に一致しているにもかかわらず、阮刻本（が基づいた「十行本」）では誤っている例を抜粋列挙しよう。★印以下は本稿で追加したものである。

- ① 傳釋經意 (02-01a-8) 宋本・監本・毛本「傳」作「博」是也。○今依訂正。◎正本も「博」字に作る。★考文は言及しない。
- ② 公卒故特解之 (02-02b-8) 宋本「公」作「言」。閩本・監本・毛本作「先公卒」。「故」毛本作「此」非。◎要義本も「言」字に作る。これが正しい。正本は缺字。★考文も指摘している。
- ③ 以其所屬 (02-03a-1) 宋本「其」作「明」是也。◎正本も宋本と同様「明」字に作る。★考文も指摘している。
- ④ 其父愛之 (02-04b-9) 宋本「愛」作「娶」是也。◎正本も宋本と同様「娶」字に作る。要義本は「愛」字に作る。★考文も指摘している。
- ⑤ 但爲桓年少 (02-04b-10) 宋本「年」作「尚」。◎正本・要義本も「尚」字に作る。これが正しい。★考文も指摘している。
- ⑥ 雖有一統 (02-06b-1) ◎正本・続四庫本は「雖」字を「須」字に作る。これが正しい。要義本や定公元年疏引の釋例でも「須」字に作るのがその補証。阮校で宋本に言及しないのは遺漏か。
- ⑦ 規過云元正爲取始長之義 (02-07a-5) ◎阮刻本の「爲」字を諸本は「惟」字に作る。正本・続四庫本は「唯」字に作る。これが正しい。阮校は宋本に言及しない。★考文も言及しない。
- ⑧ 方遷其民於號鄆 (02-10a-1) 宋本・閩本・監本・毛本「方」作「友」。宋本「遷」作「徙」、釋例同。○補十行本初刻「方」、後改作「友」。◎正本は宋本と同じく「友徙其民於號鄆」に作る。★考文は言及しない。
- ⑨ 顔氏說以爲魯十二公 (02-14a-3) 宋本「顔」作「頴」。案頴容之「頴」、後漢書亦作「頴」。王應麟姓氏急就篇同。不得因廣韻頴水字下不言姓而疑之也。◎正本も宋本と同様「頴」字に作る。★考文も指摘している。
- ⑩ 如是二君 (02-19a-4) 宋本・監本・毛本「是」作「似」。◎正本は宋本と同様「如似二君」に作る。
- ⑪ 昭公二年傳曰 (02-23b-10) 宋本「公」作「十」是也。◎正本も宋本と同様「十」字につくる。これが正しい。★考文も指摘する。
- ⑫ 是時宋來伐隱 (02-25b-10) 宋本作「伐魯」是也。◎正本も宋本と同様「是時宋來伐魯」に作る。これが正しい。★考文は言及しない。
- ⑬ 猶言公立也 (02-26a-1) 宋本・監本・毛本「猶」作「別」。◎正本も「別」字に作る。これが正しい。
- ⑭ 豈有宋師薨時已來成而後去 (02-26a-2) 宋本「成而後」作「葬時未」是也。監本・毛本「未」亦誤「後」。◎正本も宋本と同様「豈有宋師薨時已來葬時未去」に作る。これが正しい。★考文も

指摘している。

⑮ 經傳無其事 (02-27a-2) 宋本「經」作「且」。◎ 正本は宋本と同じく「且」字に作る。これが正しい。★ 考文も指摘している。

⑯ 須己氏 (02-27b-2) 宋本・閩本・監本・毛本「須」作「從」是也。◎ 正本も「從」字に作る。阮刻本が基づいた十行本のみ誤る。

⑰ 卿尊自合書各 (02-27b-9) 宋本・毛本「各」作「名」。◎ 正本も「名」字に作る。これが正しい。

さて、それでは何故に右のような異同が生じたのであろうか。それは「阮刻本」が基づいた「十行本」が「宋刊宋印十行本」ではなく、後次の覆刻本乃至補修本であったからに他ならない。

阿部隆一氏の「宋元版所在目録」(『阿部隆一遺稿集』第一卷宋元版篇 汲古書院 一九九三) には、「足利十行本」以降の諸版本が以下のように著録されている。

附釈音春秋左伝注疏六〇卷

宋建安劉叔剛一經堂刊 左右双辺一〇行一七字注二三三三 足利

修 存卷一—二九 北京潘捐 王記

修 存卷三〇—六〇 補元刊本 故宮

元大徳刊

明修 静嘉

明修 人文

明修 故宮

明修 中央

明修 存三〇卷 中央

明修 存二八卷 中央

明修 北京翟捐 瞿影

明修 上海

明修 香港大 劉影 繆統記 楊録 日本伝来 島田家

明修 香港大 香港大 香港大 北京大

明正徳修

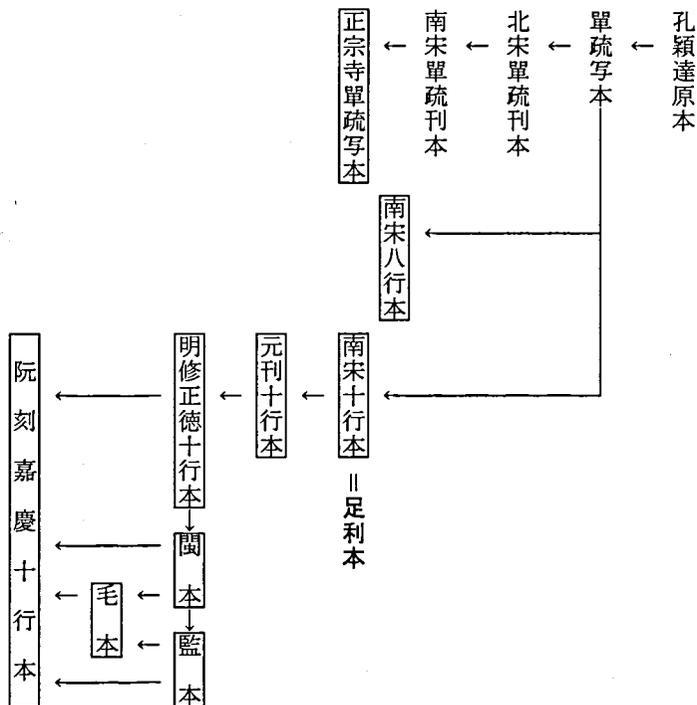
果たして「阮刻本」が基づいた「十行本」は右のうちに在るのであろうか。『左伝注疏校勘記』序の「引據各本目録」には、

附釋音春秋左傳注疏六十卷 此本雕板、南宋遞有修補、下至明末、其板猶存、在注疏中六十卷本之最善者。……今校正義、以此本爲據也。又案七經孟子考文補遺云「毛詩・春秋編入陸德明經典釋文、共題曰附釋音、蓋與正徳刊本略似矣」、其實一也。考文所謂「正徳本」即指此本修版處而言。

と述べて、明「正徳本」以前の版本のように記すが、「正徳本」以降であるとの説も存在する。後掲の瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目録』等の指摘がそれである。

いつたい『左伝注疏』諸版本の系譜はなかなか明らかにはしがたい

が、敢えて単純化して概略を述べると、次頁のようになるであろう。
左傳注疏諸版本系譜



ちなみに系譜中には書き入れていないが、「南宋八行本」「南宋十行本」がそれぞれ「單疏刊本」を見た可能性は有るだろう。ただ

筆者の印象では、「南宋十行本」が直接「南宋八行本」につながる可能性は低いように思われる(⑧)。「單疏寫本」に系譜づけた所以である。なお□で囲んだのは現存するもの。
それはともかく、「十行本」には多くの版本が存在し、遺憾ながら「阮刻本」はその最終版に基づくものようである。同じ「十行本」でありながら、「足利本」と「阮刻本」(の祖本)との異同の多さの生じた原因を、ここに求めることができるであろう。
ところで本節で筆者の行ったごとき作業をすでに行っていたのが、瞿鏞『鐵琴銅劍樓藏書目錄』である。その巻五には『左傳注疏』の所蔵本として、

- ・附釋音春秋左傳注疏六十卷 宋刊本
- ・附釋音春秋左傳注疏三十卷 宋刊本

の二本を著録しており、前者は南宋刻本、元時の印本であり、後者は明代の修版本(いわゆる「正徳本」)であるという。そして前者の詳細な解題を施した後に、この刊本と「阮刻本」(瞿氏目錄は「南昌府學重刊本」と称する)との異同を記した「校按勘記」を附しているのである。

実はこの瞿氏「校按勘記」によって、「足利十行本」の価値があらためて確認できるのである。なぜなら、瞿氏『目錄』によれば鐵琴銅劍樓の所蔵本(前者)は元代の印本だということであるが、筆者前掲の巻二の例の17条に限ってみても、「校按勘記」が言及するのは④・⑤・⑧・⑨・⑩・⑮・⑯の7条のみである。この事実こそ「足利

「十行本」が宋刊元印といわれる鐵琴銅劍樓藏本よりもさらに早い時期の印本であることを裏書きするであろう。長澤・阿部両氏の下した「足利十行本が宋刊宋印である」との判定が正しいことを証明するものでもある。

もつとも、「阮刻本」によつて、「足利十行本」の誤刻が訂正された箇所もまた少なくないことを付言しておく。

二 正本・宋本と十行本との断絶

以上、前節では「南宋刊十行本」としての足利本の嘉處を紹介したのであるが、「十行本」とこれに先行する「正本」「宋本（八行本）」との距離は、やはり大きいと言わねばならない。このことについてはすでに阮元校勘記が指摘するところであつた。以下に、そのことを示す数例を挙げよう。

例三

〔疏〕注祭公至略輕○正義曰、……異義「公羊說、天子至庶人、皆親迎。左氏說、王者至尊、無敵體之義、不親迎」。鄭玄駁之曰「文王親迎於渭濱、即天子親迎也。天子雖尊、其於后則夫婦也。夫婦判合、禮同一體、所謂無敵、豈施於此哉。禮記哀公問曰『冕而親迎、不已重乎』。孔子對曰『合二姓之好、以繼先聖之後、以爲天地之主、非天子則誰乎』。是鄭以天子當親迎也。……（07-02b・03a）

右の疏文に対し、阮元校勘記は以下のように記述している。

・以爲天地之主非天子則誰乎（07-03a） 宋本作「以爲天地宗廟社稷之主、君何謂之已重乎。此言繼先聖之後爲天地之主、非天子則誰乎」。

これによれば、「十行本」には「天地」の後に「宗廟社稷之主君何謂之已重乎此言繼先聖之後爲天地」という二十四字の脱文が存在しているという。そして「正本」もまた「宋本」に一致しているのである。

例四

〔伝〕季武子興、再拜稽首、曰「小國之仰大國也、如百穀之仰膏雨焉。若膏膏之、其天下輯睦。豈唯敝邑」。賦六月。

〔注〕六月、尹吉甫佐天子征伐之詩。以晉侯比吉甫出征以匡王國。

○仰如字。徐五亮反。下同。膏雨如字。徐古報反。常膏古報反。又如字。輯音集。本又作集。（34-03b）

右の例には疏文が無く、またここでは〔伝〕〔注〕は便宜的に補つたもの。この部分で、阮元校勘記は以下のように記述している。

其天下輯睦（34-03b） 釋文云「輯」本又作「集」。李注文選王元長永明十一年策秀才文引傳作「集睦」。案「集」「輯」「古字通。○按此節注下有「百穀○正義曰穀之種類極多言百舉成數也」疏文一段。宋本誤在上節正義「略言其病創耳」之下。各本皆脫。

これは、宋本には伝文「如百穀之仰膏雨焉」の「百穀」に対応する疏文が存在しているのに、「十行本」(以後の版本すべて)にはそれが脱落していることを指摘したものである。ところが「正本」は「宋本」に一致しているのである。つまり例三と同様である。

ただし、阮校が「宋本は誤りて上節正義の略言其病創耳の下に在り」というのは、むしろこれこそが誤りである。なぜなら、「八行本」は伝文をまとめて記述した後に、多くの標起止以下の疏文もまたまとめて挿入するため、「十行本」では一見遠く離れた疏文が並記されるのが通例であつて、決して「誤在上節正義」ではない。このことは「八行本」が單疏本を中心にして、これに經・伝・注文を合刻したことに由来する。

こういう点からしても、阮校作成時に直接「宋本」を眼前においてはいないことが予想されるであろう。拙稿④で「阮校すなわち嚴杰は、直接には八行本を見ていない、と判断せざるを得ないのである」と述べたことが思い合わされることではある。

例五

附釋音春秋左傳注疏卷第五十七 哀元年盡五年

杜氏注 孔穎達疏

哀公○陸曰、哀公名蔣、定公之子、蓋夫人定姒所生。敬王二十八年即位。諡法「恭仁短折曰哀」。〔疏〕同。上。(57-01a)

右の例は卷五十七の冒頭部分であり、疏文は「同上」の二字のみ。

これに対し、阮元校勘記は以下のように記述している。

・同上(57-01a-3) 宋本作「正義曰、魯世家云、哀公名蔣。定公之子。蓋是夫人定姒所生。以敬王二十六年即位。諡法、共仁短折曰哀」。按此古本之最善處。坊刻改爲「同上」以省字。

これによれば、「宋本」の疏文は『經典釋文』と全く同一であり、そのため「十行本」以下では、疏文を省略して「同上」と表記したというのである。当然のことながら單疏本の「正本」は「宋本」に一致しているのである。(ただし「正本」は「諡法」を「諡法」に作っており、実は「宋本」もまた同様であることが「統修四庫全書」影印本によって判明した。阮校の失校である。)

これは「十行本」が『經典釋文』を附刻したために生じた現象であることが明らかなので、このことも含めて、「附釈音本」として全き經・伝・注・疏の合刻本の形式に編成するに際し、それまでの單疏本の形式を大幅に変容させる部分が生じたのであろう。例四の場合も、そのことに伴う誤りであった。

例六

「疏」聖人至爲災○正義曰、「無雹」復云「雖有不爲災」者、言有相形之勢也。「聖人在上、無雹」、言必無、雖有不爲災、復見「無雹」之意。猶論語「祭肉不出三日、出三日不食之矣」。(42-21b)

右の疏文に対し、阮元校勘記は以下のように記述している。

・正義曰無雹（42-21b-7）宋本「曰」下有「無雹謂無害物之雹雖有
依時小雹不與物爲災也劉炫云既云二十五字。案儀禮續通解
引同。

これもまた長文の脱文の指摘であるが、「正本」は「宋本」に一致している。これを補った（波線部）疏文は以下の通り。

正義曰、「無雹」謂無害物之雹。雖有依時小雹、不與物爲災也。
劉炫云、既云「無雹」、復云「雖有不爲災」者、言有相形之勢也。「聖人在上、無雹」、言必無、雖有不爲災、覆見「無雹」之意。猶論語「祭肉不出三日、出三日不食之矣」。

ちなみに右の劉炫の引用はおそらく以下の全文であると思われるが、「十行本」による限り「劉炫」という表現が見えないのだから、「既云」以下が劉炫の言葉であることは分らない。果たせるかな劉炫の輯佚書のひとつ王護『漢魏遺書鈔』ではこの一文を採録していない⑩。

ところが意外なことに馬國翰『玉函山房輯佚書』には「劉炫春秋左氏伝述義」としてこの一条を採録しているのである。『玉函山房輯佚書』は乾隆年間（一七三六—一七九五）に章宗源が編纂したものが基となっていることであるが、当時最も流布していたのは「十行本」系統の版本であった。章宗源は「八行本」から採集したのであろうか。興味深い事実である。

なおこの例六の疏文にはさらに次のような校勘記が見える。

・復見無雹之意（42-21b-7）宋本「復」作「覆」。

実は「正本」も「覆」字に作り、そしてこれは「十行本」も「宋本」に一致している。

以上、本節で挙げた諸例は、「正本」「宋本」と「十行本」との断絶とも言うべきものであったが、右の最後の例や前節で挙げた諸例からも分かるように、「足利十行本」はその断絶をある程度埋めるものであり、そのことはまた逆に、「足利十行本」とそれ以後の覆刻本・補修本との距離の大きさを示すものでもあった。「足利十行本」はやはり善本である。

三 山井鼎・荻生物觀『七經孟子考文補遺』

周知のように、この「足利十行本」を含む足利学校所蔵本の価値を高く評価し、その内容を精査した成果が、山井鼎・荻生物觀『七經孟子考文補遺』である。そしてこの書が他ならぬ阮元『十三經注疏校勘記』を生んだ機縁についても、すでに先学によって詳述されている。狩野直喜氏「山井鼎と七經孟子考文補遺」（『内藤博士還暦祝賀支那學論叢』一九二六）『支那學文叢』所収 一九二七・一九七三）や吉川幸次郎氏「東方文化研究所善本提要 經部・十三經注疏（嘉靖中福建刊本 山井鼎山井璞助手校）」『東方學報京都』第十冊第三分 一九三九（全集第17卷）・「日本人の知恵—山井鼎と国文学—」（『熊本日誌

新聞一九六九全集第18卷)等がその代表的なものである。

本節では『七經孟子考文補遺』中の『左傳注疏』について、しかも疏文に限定して検討した結果を述べてみたい。

さて、この書が参照した注疏本の「今本」として挙げるのは「七經孟子考文補遺凡例」で述べる以下の四種である。

有正徳本者、廼明正徳刊十三經註疏、世稀有之。

有嘉靖本者、廼明嘉靖刊十三經註疏、世流布本也。

有嘉靖本者、廼明萬曆刊十三經註疏、世流布本也。

有崇禎本者、廼明崇禎中、汲古閣刊十三經註疏、世流布本也。

そして「而此編所校、以崇禎本爲主、參以諸本、以崇禎本世所尚也」と述べるように、『左傳疏』考文に關していえば、基本的には「毛本」(崇禎本)「汲古閣本」と「足利十行本」との異同を記したことになる。

実はここにすでに『考文』の価値と限界とを見ることができであろう。すなわちその価値とは、「十行本」の最初の版本である宋版と流布本との間の異同の指摘である。同じ「十行本」の系統でありながら、その異同の数は驚くほどに多い。その具体例の一端は第一節で既述の通りであるが、「足利十行本」はまことに宋版にふさわしく、誤りの少ない版本であった。

しかしながらその限界とは、山井・荻生両氏の精査にもかかわらず、それが「十行本」の範囲に止まるということである。第二節に挙げた「正本」「宋本」のみが正しい例、つまり「十行本」諸版本

がいずれも誤った例については、『考文』の言及し得ないところであり、それはやむを得ないことでもあった。「八行本」を資料とした阮元校勘記が作成されなければならなかった所以である。

いったい『考文』では異同を表記するのを主たる目的とし、敢えて本文の是非を決することにはかなり消極的であるが、「凡例」で、

有曰補闕者、世流布本缺字若句者、今據所校以補之。

有曰補脫者、釋文所闕、乃據其元文補入之。

有曰正誤者、字若句無所缺、而誤寫灼然者也。

有曰謹按者、其似涉兩可、而實窺其不然者、亦獲諸校讎之際、

然恐驟視者之或惑、故敢斷以己意也。

というように、時として判定を下す場合もある。そしてその判定はおおむねが正しい。これは山井氏の学識の高さを示すものである。しかし、たとえば以下の例はいかがであろうか。

例七

○注羊舌至軍尉○正義曰、「羊舌」氏也。爵爲大夫、號曰羊舌大夫、不知其如何也。此人生羊舌職、職生叔向、故爲「叔向祖父」。……

(11-14a)

右の疏文に対し、『考文』は以下のように記述している。「〔〕内は小字双行、小○印は筆者が施したもの。」

疏不知其如何也「十八葉右九行」宋板、如作知。「謹按」不可解也。恐姓字誤。

すなわち諸本が「如」字に作るのを、「足利十行本」では「知」字に作るが、いずれも誤りで、これは「姓」字に改めるべきだというのが『考文』の校訂である。ところがこの条について、阮元校勘記は以下のように指摘している。

・不知其名何也（二二七頁）宋本「如」作「名」不誤。

つまり「八行本」の「名」字に作るのが正しい、というのが阮校の判定である。果たせるかな「正本」もまた同様「名」字に作っているのである。そしてこれが正しいであろう。『考文』の校訂が「十行本」の範囲を超えるのは、やはり容易ではなかったといわねばならない。

なお、山井鼎の業績に言及する者は多いが、荻生物觀の「補遺」については、あまり語られることがないようである。しかし筆者の観るところ、「補遺」の成果も極めて大きいように思われる。そのことは特に『左傳注疏』の場合に顕著であるようだ。物觀の手になる『七經孟子考文補遺』序に、

但前書頗有所遺漏。臣愚昧、掇拾于校讎之際、敢補前書之闕、以係各條後、題曰補遺。

と述べているが、『七經孟子考文補遺』への高い評価も、荻生物觀の「補遺」を待つてはじめて下されるべきものである。

しかし、筆者がこのたび検討した結果では、この補遺をもつてしてもなお遺漏が有るのはどうしたことか。第一節で挙げた諸例中에서도指摘したところであるが、以下に別のサンプルとして、拙著『春秋正義の基礎的研究』（平成9〜11年度科学研究費補助金（基盤研究C2）研究成果報告書）に収録した「春秋正義校勘記」中の、たとえば巻九から、『考文』の遺漏と思われるものを抜粋列挙しよう。

・祐字従示神之也（09-09a6）宋本・閩本・監本・毛本「並」作「示」。

此本誤作「不」。今訂正。

・文姜喜公女（09-10a6）宋本・閩本・監本・毛本「喜」作「僖」不誤。

◎正本・阮刻本ともに「僖公」に作つて、誤らず。

・傳曰爲歸汝陽之因（09-11a5）宋本・閩本・監本・毛本「因」作「田」

是也。◎正本・阮刻本ともに「田」字に作つて、誤らず。

・逃居匹夫逃竄（09-14a5）宋本・監本・毛本「居」作「若」不誤。◎

正本も宋本諸本と同様「若」字に作る。これが正しい。

・所以助歡也（09-15a1）閩本・監本・毛本作「助勸」非也。

・掌守主宮之中門之禁（09-17b9）宋本・閩本・監本・毛本「主」作「王」

是也。◎正本も宋本諸本と同様「王」字に作つて、誤らず。

・宋公使革元來聘（09-22b3）閩本・監本「革」作「葉」亦非。宋本・

毛本作「華」是也。◎正本は「花」字に作る。阮刻本は「華」字に

作つて、誤らず。

・其狀而鶴（09-24a3）宋本・閩本・監本・毛本「而」作「如」。此作「而」

誤。◎正本・阮刻本ともに誤って「而」字に作る。「如」字が正しい。

・邊豆之薦(09-265-7) 閩本・監本・毛本「邊」作「邊」非。

以上の九例は、「足利十行本」が後次の「十行本」系諸版本と異なっているにもかかわらず、「考文補遺」が言及していないものである。

あるいは、この中には山井・荻生両氏が依拠した注疏本各種の版本が、阮元校勘記の依拠したそれと異なることから生じた例も有るかもしれない。先に示した「左傳注疏諸版本系譜」につき、それぞれの版本にも様々な版(初版・重版・補修版)が有ったことであろう。それは「十行本」にも覆刻本・補修版が有ったのと同様に。

なお、本稿では具体的な例を指摘しないが、阮元校勘記もまた『考文補遺』の成果を充分には生かし切っていないようである。

したがって、我々は先学の業績に充分敬意を払いつつも、出来る限り自分の目で確認する必要があるという、実に当たり前の結論に行き着くのである。

おわりに

以上、本稿では足利学校遺蹟図書館蔵『附釈音春秋左伝注疏』の疏文について検討した。すでに冒頭で述べたように、この版本は「十行本」としては最善のものであり、国の重要文化財の名にふさわしい宋刊宋印の善本であった。それと同時に「十行本」としての限界

を持つものでもあった。

また足利学校蔵本と関連して、山井鼎・荻生物観『七經孟子考文補遺』についても検討し、『左傳注疏』の疏文に限定したうえで結論として、その価値と限界とに言及したつもりである。

以下、ここまで論じる中で取りあげ得なかった二・三の問題について補足したい。

先ずその第一点は、「足利十行本」には「八行本」に比べて略字体が多いことである(㊸)。阮刻本ではこれらがほとんど正字体に改められている。

第二点は、旧稿で指摘した阮刻本の誤刻の文字について(㊹)、実はこれが「十行本」初版の段階で存在した例が少なからず見つかったことである。したがってこの中には、阮元校勘記が言及すべきところ、これを見落とした例が有ったことになるであろう。

第三点は、「足利十行本」には文字の誤りを訂正した書き入れが多数見えることである。阿部隆一氏は、

この本は巻一には室町期の朱点朱引朱圈点墨筆訓点、巻二以下には所々朱点朱引墨訓点が附され、間々書入が存し、その一部は庠主三要の筆で、三要手筆の校字書入も見られるが、全巻に互って別筆の精核なる校字が記入されている。それは上記の毛詩註疏のそれと同様山井・根本両人の七經孟子考文の校勘の際の書入と思われる。

と述べている。しかし『考文補遺』中には書き入れに対応する記述

述の無い例も有つて、必ずしも「山井・根本兩人の七經孟子考文の校勘の際の書入」ではないようである。

最後に、貴重書の複写を許可して下さつた足利学校遺蹟図書館に対し、この場を借りてお礼申し上げます。

注

- ① 拙稿「讀五經正義札記（七）宋慶元刊『春秋正義』管見」（東洋古典學研究第15集 二〇〇三）を参照。
- ② 拙稿「讀五經正義札記（八）『影鈔正宗寺本春秋正義』について」（東洋古典學研究第17集 二〇〇四）を参照。
- ③ 拙稿「魏了翁『春秋要義』について」（広島大学文学部紀要第53巻特輯号1）（一九九三 後『五經正義の研究』研文出版 一九九八）を参照。
- ④ 拙稿「春秋正義校勘記」（巻第一〜十）（『春秋正義の基礎的研究 平成9年度〜11年度科学研究費補助金・基盤研究(C)2研究結果報告書』二〇〇〇所収）並びに「春秋正義校勘記」（巻第十一〜十八）（広島大学大学院文学研究科論集第六三巻特輯号一 二〇〇二）、「春秋正義校勘記」（巻第十九上〜二十四）（広島大学大学院文学研究科論集第六五巻特輯号一 二〇〇四）。
- ⑤ 注①前掲拙稿参照。
- ⑥ 長澤規矩也「正徳十行本注疏非宋本考」（『安井先生頌壽記念書誌學論考』松雲堂・關書院 一九三七。『著作集第一巻』一九八二。中文訳『中国文哲研究通訊』第十卷第四期 二〇〇〇）に以下のような指摘がある。
越刊八行本注疏について、建安の劉氏によつて、釋文を注文の下に

附刻せし、いはゆる附釋音本の十行本が出版せられしことは、古くより識者の知る所なり。然るに、十行本の流傳するものは殆ど宋印本に非ずして、多く明修に係り、正徳中、補修合印せられしものは正徳十行本とよばれ、三經三傳及び周禮・禮記・論語・孟子の十行注疏本に、儀禮白文・儀禮圖・旁通圖を配し、元刊九行本爾雅注疏を補ひ、孝經注疏を新刻して加へたるものより成る。故に十三經注疏合刻の初ともいはれながら、實は儀禮のみは注疏に非ざることは博雅の知る所にして、又、儀禮白文等の三種が宋刊明修本に非ずして、元刊明修本なることも、民国の版本學者の通説に近し。然るに、學界にては、この正徳十行本中の十經も、劉氏の宋刊本を元明に遞修したるものに非ずして、實は元刊明修本なること殆ど知る人なし。今其事實を明にし、併せて十行本の種類に及ばんとす。

宋刊宋印の十行本注疏は、予の悉る所、足利學校遺蹟圖書館所藏の、附釋音毛詩注疏二十卷首一卷三十冊と、附釋音春秋左傳注疏六十卷二十五冊とあるのみ。内、毛詩は傳存宋刊諸本中に於ても稀に見る初印本にして、每半兼十行、每行大十八字、小雙行二十三字、白口、左右雙邊、耳格あり。卷一首葉、匡郭内、縦六寸三分、横四寸一分。左傳は初印に非ざるのみならず、細査すれば、卷一の第一至四葉の如き、補修に係るものにして、字種微しく異り、文字に略字稍多く、且他本を以て按ずるに誤刻少からず。先人已に校合、眉上に硃筆を加へたり。故に、左傳は已に十行本の原様を傳ふるものに非ずと雖も、字様なほ宋末のものに似たり。左傳は、每半葉十行、每行大十七字、小雙行二十三字。卷一首葉は、線黒口、左右雙邊、匡郭内縦六寸三分、横四寸一分弱、耳格あれど、卷中、版心の白口にして、

字数を刻せるものあり。但し、特に注意すべきは、兩書を通じて、刻工姓名ある紙葉は一葉もなきことなり。闕筆は共に「慎」字に及ぶ（詩一之八葉表第四行、左傳序表第八行等）。

刊行者について考ふるに、毛詩には、毛詩正義序の末に「劉氏文府」方形、「叔剛」鐘形、「桂軒」鼎形「式經堂」方形の木記あり。左傳には、春秋正義序の末に「建安劉叔剛父録梓」の兩行末記あり、其上方に「桂軒」「藏書」二鼎形、下方に「敬齋」爵形、「高山流水」琴形の木記あり。即ち、これが建安の一經堂劉叔剛、號は敬齋（一に桂軒）の刊する、十行本の最初の刻本なり。

⑦ 阿部隆一「日本国見在宋元版本志経部」、『斯道文庫論集』第一八集 一九八二 『遺稿集第一卷』汲古書院 一九九三の記述を以下に掲げる。

附積音春秋左伝註疏 六〇卷 晉杜預注 唐孔穎達等疏 陸德明
積文 〔南宋〕刊（建安・劉叔剛）

〔足利学校遺蹟図書館蔵〕 二五冊。重文。森志著録。後補艶出茶色表紙（二五×一五・八浬）。天地少し裁断された裏打改装本。首に「春秋正義序／（低一格）国子祭酒上護軍曲阜開国子臣孔穎達奉／（低一格）勅撰」あり。序の尾題の次に、「桂／軒」（鼎形）「藏書」（鼎形）「建安劉叔／剛父録梓」「敬／齋」（爵形）「高山流水」（琴形）の木記が刻さる。本文巻首「附積音春秋左伝註疏卷第一」と題し、第二行より第四行にかけ低二格を以て「国子祭酒上護軍曲阜開国子臣孔穎達等奉／勅撰／国子博士兼太子中允贈齊州刺史吳興開国男臣陸德明積文」と題署さる。卷二以下は撰者題は次行に三格乃至四格を低して「杜氏（隔四乃至五格）孔穎達疏」と題署。左右双辺（一九・二×二・四浬）有界十行、行十七字、注疏文小字双行、

行約廿三字。注末に○を以て画して音釈を附し、その次に（疏）の単行大字の標識を以て疏文をおく。版心線黒口双黒魚尾「秋荒幾（丁付）」、上象鼻に稀に大小字数が印され、左上欄外に「某幾（或は幾年）」と記せる耳格がある。卷二一の第一五―一八、二三丁（末葉）の上象鼻に「文」、卷三五第一二―一四、一九―二二、二五丁の上象鼻に「先」、卷三六第一・二・四丁の上象鼻に「目」と刻されているのは或は刻工名か。欠画は敵格ではなく、玄炆朗挺弘殷匡恒貞楨徴昂桓垣完觀講慎敦郭の字には間々欠筆を見る。卷二〇の第八丁表欠丁。巻一首に「此書不許出学校閭外憲実（花押）」、またほぼ毎巻首尾に「足利学校公用」或は「足利学校之公用也」の横書墨書があり、巻一・三・二四・三六・五九の首に「上杉安房守藤原憲実寄進」、各冊末に「上杉安房守藤原憲実寄進（花押）」の学校設立者たる憲実手筆の施入識語が存し、毎巻首に概ね「松竹清人」の印記が鈐さる。

本版は前掲の足利学校旧蔵附積音毛詩註疏と同様建安の劉叔剛の刊刻になり、所謂十行本十三経注疏合刻本の底本となったもので、次掲本はこの覆刻である。この本は字様がやや偏平で些少小ぶりの葉を僅かながら混え、それは一見補刻の如く見える。しかしこの本は概して印面に刷りむらが多く、板木が左程磨滅していないのに部分的に漣漣の箇所が生じている所を考え合せれば、些少字様の異なる葉と他との間に印面上原刻・修補の差異を識別し難い。従って修のように見えるのは、六〇巻の大部であるから版下書に多少字様の優劣不齊は免れ難いことと刷りむらに基づくもので、後修と看做すべきではないようである。但し卷廿九の第十五・十六、十九―廿二葉

（卷末）、卷四十の首三葉は字様がやや異り、また印面も格別美しいから、或は宋末元初間の修に非ざるかの疑念を抱かしめるが、この一本のみでは断定し難い。本版は他に故宮博物院藏本（存卷三〇以下、十二卷配元刊十行本、拙著著録）とそれと元來僚卷であった潘氏宝礼堂旧藏北京図書館現藏本（存首二九卷、潘録・王記著録）が存するのみである。この本は卷一には室町期の朱点朱引朱圈点墨筆訓点、卷二以下には所々朱点朱引墨訓点が附され、間々書入が存し、その一部は庠主三要の筆で、三要手筆の校字書入も見られるが、全卷に互って別筆の精核なる校字が記入されている。それは上記の毛詩註疏のそれと同様山井・根本兩人の七經孟子考文の校勘の際の書入と思われる。

⑧ 「十行本」が「宋本（八行本）」と一致し、「正本」とは異なる例が有ると同時に、「十行本」が「正本」と一致し、「宋本」とは異なる例もまた存在し、むしろこの例の方が多く、「十行本」が「八行本」を祖本としているとは見なしがたいからである。

⑨ 劉炫『春秋述議』を専論した邵瑛『劉炫規杜持平』六卷（南菁書院叢書第七集）・陳熙晋『春秋規過考信』三卷（広雅書局叢書）・『春秋述義拾遺』八卷付河間劉氏書目考（広雅書局叢書）も同様。

⑩ 注①前掲拙稿参照。

⑪ 若干の例を挙げよう。辭↓辭 斷↓斷 爾↓尔 繫↓係 繼↓繼

⑫ 拙稿「讀五經正義札記（二）」（東洋古典學研究第9集 二〇〇〇）

（本稿は平成十六年度科学研究費基盤研究(C)2の成果の一部である。）